

(案)

岡 賃 審 第 号  
令和5年9月11日

岡 山 労 働 局 長  
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 益 田 佐 和 子

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無  
について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け岡労発基0704第4号及び7月31日付け岡  
労発基0731第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会  
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長  
から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答  
申する。